⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑤　略］

⑥　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑦　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～⑭　略］

［２～５　略］

第３　中間損益計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

（少額短期保険株式会社）

［表略］

（少額短期保険相互会社）

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当中間会計期間及び当中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

⑵及び⑶に掲げる事項について、前事務年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

３・４　［略］

第４　［略］

⑵　［同左］

［①～⑤　同左］

［加える。］

⑥　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～⑭　同左］

［２～５　同左］

第３　中間損益計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

（少額短期保険株式会社）

［同左］

（少額短期保険相互会社）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［加える。］

２・３　［同左］

第４　［同左］